

入 札 心 得 書

(総則)

第1条 北海道有財産の~~土地(建物)~~の貸付(自動販売機の設置用)に伴う一般競争入札に当たっては、道有財産の貸付公告、入札心得書及び契約書案の記載事項を承知してください。また、物件資料により現地を必ず確認してください。

(入札参加申込)

第2条 入札参加希望者は、貸付公告で指定した場所に、指定した期限までに、所定の入札参加資格審査申請書(兼参加申込書)を提出してください。

2 前項の入札参加資格審査申請書には、発行後3ヵ月以内の法人登記簿の謄本の写し又は登記事項証明書の写し、入札参加者が個人である場合は、本籍地の市区町村長が発行したもので、発行後3ヵ月以内の身分証明書の写しを添付してください。

また、道税(道が賦課徴収するものに限る。)に滞納がないことの証明書の写し、本店が所在する都府県の事業税(道税の納付義務がある場合を除く。)に滞納がないことの証明書の写し、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書の写し(以上、発行後3ヵ月以内のもの。)、自動販売機の設置実績を証明する書類及び暴力団員又は暴力団事業者に該当しない者であることの誓約書並びに許認可等を要する場合は許認可等を証する書類の写しを添付してください。

3 入札参加資格審査申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)については、押印の省略を可能とし、電子メールによる提出も可能とします。なお、申請書等の取扱いは、次のとおりとします。

(1) 押印を省略する場合、当該申請書等には、現状の申請者等の記載事項に加え、担当者の氏名及び連絡先(電話番号)を記載してください。

(2) 内容等を確認するため、申請書等に記載されている担当者に対して電話等により確認を行うことがあります。

(3) 電子メールにより申請書等の提出をする場合は、PDFファイルにより提出するものとし、着信を確認してください。

(入札保証金等)

第3条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されている者を除く。)は、入札執行前に、見積もった契約金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(入札)

第4条 入札参加者は所定の書式による入札書を作成し、提出しなければなりません。

2 入札参加者(入札保証金の納付を免除されている者は除く。)は入札保証金の領収証書を入札執行者に提示してください。

3 入札書には、住所、氏名を記載の上押印するものとし、また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入してください。

4 入札書は、封書の上、自己の氏名を表記して入札箱に投入してください。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人により入札に参加することができます。この場合、当該入札の執行前に、委任状を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとし、

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 入札参加資格審査申請書を提出していない者のした入札
- (5) 所定の入札保証金の納付をしない者のした入札
- (6) 1人の入札者又はその代理人が同一事項について2件以上の入札をしたときの入札
- (7) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (8) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (9) 郵便又は電報によってした入札
- (10) 無権代理人がした入札
- (11) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (12) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に参加できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、入札を打ち切ることがあります。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員にくじを引かせます。

(入札保証金等の返還)

第11条 落札者が決定した場合、入札保証金又はそれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第12条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、契約担当者が作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約担当者に提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

第13条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は、道に帰属します。

(契約保証金等)

第14条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一

部の納付を免除します。

2 前項の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期までの期間以上のものでなければなりません。

3 契約保証金に代える担保として定額預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 契約保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

（入札保証金等の充当）

第 15 条 落札者は、当該入札に係る入札保証金の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

（契約保証金等の帰属）

第 16 条 契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は、道に帰属します。

（入札の取りやめ等）

第 17 条 契約担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し又は取りやめることがあります。

（入札執行の公開）

第 18 条 入札の執行は公開により行います。